

北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部 研究紀要規程

(目的)

第1条 北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究の成果を発表するために、北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要（以下「研究紀要」という。）を発行する。

(編集等の機関)

第2条 本学研究紀要の企画、投稿論文の募集、編集、刊行は、学術情報研究・社会連携センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

(投稿資格)

第3条 投稿の資格を有する者は、次のとおりとし、投稿は公募形式により行うものとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学非常勤講師
- (3) 本学専任職員
- (4) 本学院教職員
- (5) その他、センターが認める者

2 投稿論文が多く、すべてを掲載することが困難な場合は、前項各号の昇順により優先順位をつけるものとする。

(論文の要件)

第4条 本学研究紀要に投稿する論文の要件は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究に基づく未発表論文であること
 - (2) 論文以外の創作・翻訳・解説・研究ノート等については、著者の専門に関連したものであって、センターが適当と認めたもの
- 2 投稿論文等の数は、原則として、研究紀要各号につき筆頭著者による論文は1編とする。
- 3 論文の様式は、別に定める「北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部研究紀要執筆要項」により行うものとする。
- 4 論文1編の長さは、次のとおりとする。ただし、規定頁数を超える場合は、10頁を限度とし、個人研究費又は共同研究費からの支出若しくは自己負担による増頁を認めることがある。
22字×39行×2段×14頁以内
- 5 個人研究費又は共同研究費からの支出若しくは自己負担によるカラー印刷を認めることがある。

(論文の採択)

第5条 投稿論文の掲載の可否は、センターが決定する。

- 2 センターは、論文掲載にあたり、一部修正、書き直しを求めることがある。
- 3 論文掲載の順序は、センターが決定する。

(著者校正)

第6条 著者校正は、再校までとする。その後の校正は、字句の修正以外は原則として認めない。

(別刷り)

第7条 掲載された論文1編につき別刷り30部を作成する。

- 2 執筆者は、個人研究費又は共同研究費からの支出若しくは自己負担により、30部を超える別刷りを請求することができる。

(著作権)

第8条 掲載論文の著作権は、センターに属するものとする。ただし、執筆者はセンターに連絡することによって、自分の論文を転載・複製等の形で利用することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、2011（平成23）年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「北陸学院大学紀要規程」及び「北陸学院大学短期大学部紀要規程」は廃止する。
- 3 この規程は、2018（平成30）年9月1日から改正施行する。